



障害者の日中の居場所確保に向けた事業者支援

事業名	障害者（児）日中一時支援事業		
ここが ポイント	18 歳以上の障害者に身体を動かすプログラムや音楽セラピーなどを実施し、居場所を提供する事業者に対して補助します。	区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> その他

保護者が就労している障害児は、18 歳まで放課後等デイサービスを利用し、午後 6 時頃まで過ごしますが、18 歳以降、就労継続支援事業所に就労する場合など、午後 4 時頃に終了する場合も多く、その後の居場所が必要です。

区が実施する日中一時居場所提供事業は、区立施設等を活用して週 2 日程度、就学児の利用が多く見守りが中心だったため、学校卒業後でも日中活動後の夕方に、継続的な居場所で質が高いサービスを受けられるよう、放課後等デイサービス事業者に対して、事業開設経費等を補助します。

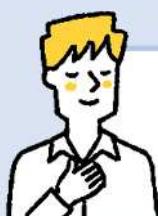
障害児の日中の居場所確保に向けた事業者支援 概要

対象 区内の放課後等デイサービス事業指定事業者で、
障害者（児）日中一時居場所提供事業（障害者総合支援法
の地域生活支援事業）^(※)を実施する事業者

^(※)18 歳以上 30 歳未満の障害者を対象にした、身体を動かすプログラムや
音楽セラピーなど、社会に適応するための日常的な訓練

補助対象経費 開設準備経費（工事費、賃借料等）
開設後経費（賃借料 開設後 1 年間）

補助上限額 1,500 万円 補助率 10／10
募集開始 令和 8 年 4 月



- 放課後等デイサービス事業指定事業者が実施することで、
質の高い支援や切れ目のない継続的な支援が期待できます。
- 保護者が安心して就労できる環境整備にもつなげていきます。

問合せ	障害者福祉課（障害者支援係）
	課長： 宮本（みやもと） 03-3578-2385
	係長： 小貫（おぬき） 03-3578-2462